

令和5年度「外国語に触れる機会の創出」事業 審査基準

東京都教育委員会が募集する、令和5年度「外国語に触れる機会の創出」事業の審査基準については次のとおりとする。

1 審査機関

- (1) 本事業の企画運営にかかる協定締結先を選定するための審査については、令和5年度「外国語に触れる機会の創出」事業にかかる審査委員会（以下「審査委員会」という。）において実施する。
- (2) 審査委員会は、募集要項に記載している体制、技術等の必要要件を満たしているか判断するとともに、以下4に定める評価基準に基づき、提出される提案書の内容について審査する。

2 審査基準

(1) 最優秀事業応募者の決定方法

最優秀事業応募者の決定は、次の要件に該当する者のうち、評価点が最も高い者とする。

ただし、最高得点者が2者以上あるときは、当該の者にくじを引かせて最優秀事業応募者を決定する。この場合において、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、最優秀事業応募者の決定事務に関係ない東京都職員にくじを引かせ、最優秀事業応募者を決定する。

ア 評価が無効となっていないこと。

無効は以下のとおりとする。

- (ア) 評価評点の総得点が「0点」の場合
- (イ) 提出が必須とされた資料を未提出の場合
- (ウ) 提出された資料及び様式の内容に虚偽及び捏造が確認された場合

(2) 評価評点の配点

評価評点は、200点満点とする。評価項目及び配点は、別紙2「評価項目、評価の観点及び配点表」のとおりとする。

3 評価方法

- (1) 評価は、企画提案書及びヒアリングによって行い、その評価基準は「4 評価基準」とする。
- (2) 評価は、審査委員会各委員の採点を合計し、委員数で割ったものとする。算定結果を基に、小数点以下1桁までを有効とし、小数点以下2桁目で四捨五入する。

4 評価基準

別紙3「令和5年度『外国語に触れる機会の創出』事業 審査基準（企画提案書記載事項）」の(1)から(11)について、次に掲げる方法により算出する。

- ・ 評価は1から5までの5段階とする。
- ・ 詳細は、以下のとおりとする。

評価		加点
段階	内容	
5	傑出して非常に優れている提案	分類別配点 × 1.0
4	特に優れている提案	分類別配点 × 0.8
3	優れている提案	分類別配点 × 0.6
2	やや優れている提案	分類別配点 × 0.4
1	必要事項の記載のみ	分類別配点 × 0.2